

令和5年3月30日

課外活動団体代表者 各位

学生生活支援室長

小林 浩二

令和5年度（4月1日から5月7日まで）の課外活動の制限等について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染対策については、政府や埼玉県による制限措置が継続されており、本学においても課外活動について対応しているところですが、基本的な感染症対策の「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」の感染予防対策を講じながら、以下のとおり実施できることとします。

なお、政府は新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けについて、5月8日に季節性インフルエンザと同等の「五類感染症」に見直す方針です。このため、5月8日以降における制限等は改めて通知しますので、遺漏なきようお願いいたします。

○ 学内外における活動について

- ・マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。
- ・学内外で課外活動を実施した際には、感染時の対応のため、必ず、当日に活動した構成員を記録する「活動報告書」等を提出してください。

活動報告書等：https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/kagai/sinsei_1/

- ・合宿（学内合宿研修所を含む）を行う場合は、「遠征・合宿届」に行程表、参加者名簿及び新型コロナウイルス感染予防対策に関する誓約書を添付のうえ、実施予定の1週間前までに学生支援課に提出してください。また、各種大会や公式戦に参加のため、遠方での開催等により宿泊を要する場合も同様に提出してください。

遠征・合宿届：https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/kagai/tetsuduki/

- ・課外活動団体の活動において、構成員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が複数確認された場合は、一週間活動を停止とする場合があります。

○ 学内における学外者の活動（練習試合等）について

学内における学外者の活動は、監督・コーチ、OB及び他大学の学生を原則とし、団体数に制限を設けません。なお、学外者を学内にて活動させる場合（練習試合等）には、[令和3年3月25日付け「埼玉大学構内における学外者の課外活動への参加について（通知）」](#)の手続きを必ず行ってください。

○ 感染状況に変化があった場合について

今後、新型コロナウイルス感染状況に変化があった場合には、政府や都道府県の動向を踏まえ本学の対応も変更することもありますのでご了承ください。

以上